

平成31年1月8日公表

平成30年度 第2回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	平成30年11月30日（金）13:00～14:40 名古屋支社8F会議室	
出席委員 （敬称略。委員については、50音順。）	委員長：柴田 達男（前公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長） 委員：梅原 秀哲（名古屋工業大学 教授） 杉岡 治（弁護士） 中村 正典（弁護士） 八嶋 厚（岐阜大学 教授） 横田 直和（関西大学 教授）	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年7月31日	
抽出案件	総件数 5件	（備考）
工事（一般競争入札）	1件	
工事（指名競争入札）	1件	
工事（特命契約）	1件	
調査等（指名競争入札）	1件	
物品（指名競争入札）	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<p>審議案件について、特に問題なし。ただし、次の点について検討を行うこと。</p> <p>（検討事項）</p> <p>「一次苦情及び一次説明処理状況表」において、競争参加資格非選定者から非選定理由に係る説明請求があった場合の対応が「苦情処理」と整理されているが、説明請求は苦情とは趣旨が異なるため、「苦情処理」のカテゴリーから除外するか、又は「苦情処理及び照会対応」等として整理すること。</p>	

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第二条第1号）名古屋支社	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札監視委員会事務局の報告・審議（委員会規則第二条第3号）本社	
意見・質問	回答
<p>① 資格登録停止措置について、某社は 4/2 から 8/1 までの資格登録停止措置の期間中に別件で 4 週間（6/27～7/24）の資格登録停止措置を受けているが、措置期間が重複することについて問題はないか。</p> <p>② 指名競争入札のあり方を検討している旨説明があったが、どのような観点で検討を行っているのか。</p>	<p>① 最初の資格登録停止措置の終了後に新たな資格登録停止措置を講ずることも考えられますが、不公平感を排除するため、資格登録停止措置は原因事案の発生後速やかに講ずることとしています。このため、結果的に措置期間が重複する場合もあり得ます。</p> <p>② 現在は、競争参加資格要件等に適合する者をすべて指名していますが、発注規模等によっては事実上参加が見込めない事業者もいるため、真に参加意欲のある者に絞って指名する方法を検討しています。</p>

抽出事案の報告・審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：名古屋第二環状自動車道 大西南第二高架橋他 10 橋（鋼上部工）工事	
<p>① 技術評価点については、標準案に対する付加点であり、仮に技術評価点が 0 点であったとしても、標準案によりしっかりとした成果物ができれば問題ないと理解している。当該工事において、技術評価点が 50 点以上でなければ競争参加資格がないということに違和感があるが如何か。</p> <p>② より高度な技術を必要とするのであれば、最初から発注者において様々な技術情報を収集し、公告時に具体的な技術条件を提示すべきではないか。</p> <p>③ 発注者は、競争参加資格で非選定とされた者に対し、非選定である旨を通知しているが、選定されなかった理由（技術評価点が 50 点に満たなかった理由）の記載がないため、相手方から説明請求が提出されている</p>	<p>① 当該工事は、河川を横過する部分の鋼床版鋼箱桁橋の施工難易度が高く、高度な技術が必要となるため、施工技術競争型総合評価方式を採用しています。この方式は、各者が有するノウハウや高い技術力を提案していただき、より良い施工を行うことを目的としており、より高度な技術力を有する者を選定するため、技術評価点が 50 点以上という条件を設けています。</p> <p>② 当該工事は難易度が高く、高度な技術が必要となるため、入札公告において標準的な施工方法を提示しつつ、各者から様々な技術提案をいただき、より高度な技術力を有する者を選定する方式を採用しています。</p> <p>③ 非選定とされた者に対しては、非選定理由書を発出し、まずは非選定の結果とその根拠を伝達しています。入札公告においては、当該者が更に詳細の理由を確認したい場合は、発注者に対し「説明請求」を行うことができる旨を記載しており、「説</p>

<p>と思われる。 非選定とされた者は説明請求をしなければ、その理由を知ることはできないのか。</p> <p>④ 委員会資料では当該説明請求を「苦情」と整理している理由如何。</p>	<p>明請求」があった者に対しては、具体的な理由を説明しています。</p> <p>④ 入札状況は開札後に公表するため、事業者はそれまで技術評価の結果を知ることができません。一方、競争参加資格者の選定・非選定の通知は開札前に行うため、技術評価の結果が不明のまま非選定と通知された者は、その理由を聞く際に少し感情的になられることもあるため、内部的には「一次苦情」として整理しています。</p>
---	--

(2) 工事 (指名競争入札方式)

工事名：新名神高速道路 鈴鹿パーキングエリア商業施設新築工事

<p>① 指名競争入札は電子入札システムで行い、応札したのは 62 者中 4 者ということであるが、入札への参加又は辞退をどのように確認しているのか。</p> <p>② 落札者にはどのようにして通知するのか。</p> <p>③ 応札から落札まで所要時間はどれくらいか。</p> <p>④ 結果的に本件は落札となったが、仮に不調となった場合はどのようになるのか。</p> <p>⑤ 再入札までの時間はどれくらいか。</p> <p>⑥ 応札者は 30 分以内に価格を決めなければならぬということか。</p>	<p>① 指名通知後の一定期間内に競争参加の意思表示があった者を参加者とし、競争参加の辞退の意思表示があった者、又は意思表示がなかった者を辞退者としています。</p> <p>② 電子入札システムにより通知します。</p> <p>③ 入札の締切りは開札の前日 16 時までとなっているため、締切りから開札までの間はタイムラグがあります。また、開札に関しては、電子入札システムに予め入札金額がセットされているため、開札時刻になれば数分で開札結果がわかります。</p> <p>④ 不調の場合は、電子入札システムにより入札参加者に対し、契約制限価格に達していないこと及び再度入札していただくことを伝達します。</p> <p>⑤ 概ね 30 分後に行います。</p> <p>⑥ 通常、競争入札の場合は入札回数が決まっているため、応札者は再入札がある場合を想定し、予め再入札の金額を決めているのではないかと思います。</p>
---	--

(3) 工事 (特命契約方式)

工事名：中央自動車道 柳ヶ壺橋補修工事

<p>① 当該工事は J R において実施できないか協議を行ったが、J R としては鉄道の影響範囲である直上部しか工事できないという協議結果であったということか。</p>	<p>① 当該工事箇所は高速道路と鉄道との交差点であり、J R のき電停止時間が短いこと、施工場所が非常に狭く作業が難しいこと、また、足場を組むことも厳しい場所であることから、当該工事は J R において実施していただくよう再三にわたり依頼したところでした。協議の結果、J R は鉄道の影響範囲 (橋桁のはく落対策) の工事を行い、それ以外の工事は当社で行うこととなりました。</p>
---	--

<p>② 鉄道の影響範囲とされる直上部とは、具体的にどのような範囲となるのか。</p> <p>③ 他にも同様の施工事例はあるのか。</p> <p>④ 結局、当該工事は J R が外注した施工業者が受注しているが、他事例においても同じように NEXCO の工事を J R が外注した施工業者が受注しているのか。</p> <p>⑤ 契約目安価格と見積金額が乖離している理由如何。</p> <p>⑥ 確認協議の結果、受注者の言い値で契約締結したように見受けられるが、断ることは考えなかったのか。</p> <p>⑦ 受注者は J R の工事で足場を設置し、J R の工事終了後から当該工事を受注するまでの間、そのまま存置しているが、足場に安全上の不具合はなかったのか。また、その間のリース料等費用は NEXCO が負担するのか。</p> <p>⑧ 橋梁全体の補修工事のうち直上部は J R の工事であるが、この費用は NEXCO が負担するのか。そうであるとすれば、この費用は J R の言い値ということか。</p> <p>⑨ 仮に、J R が当該工事を受託して実施する場合は、NEXCO が当該工事を発注する場合と比較して、工事金額が高くなるのか。</p>	<p>② 高速道路から何らかの物体が落下する際に、鉄道に影響が想定される範囲は俯角 75 度としており、これが直上部の範囲となります。</p> <p>③ 高速道路と J R との交差部において、今回と同様に俯角 75 度の範囲までを J R で施工される事例は数多くあります。</p> <p>④ 当該工事の受注者は、鉄道系の仕事に精通しているため、結果的に J R から指名される機会も多いと考えられます。 また、本件と同様に J R の工事と当社の工事が連続して実施される場合は、J R が外注した施工業者と特命契約を締結することが合理的であると考えられます。</p> <p>⑤ 当該工事は、き電停止時間の制約や狭小部の作業などの施工条件が厳しく、積算基準による価格では見合わなかったと考えられます。 このため、見積金額について確認協議を行い価格の妥当性を判断しています。 また、確認協議の際に説明を受けた内容については、施工時に歩掛調査等を行い価格の妥当性を確認するようにしています。</p> <p>⑥ 受注者は、先行する J R の工事で設置した足場を利用して当社の工事を実施することが可能であり、最も経済的かつ効率的に工事を進めることができると考えられます。 仮に、受注者以外の者が当該工事を実施する場合は、J R と足場設置の協議から始めなければなりません。</p> <p>⑦ 当社から J R に対し、J R の工事終了後も足場の存置と保安全管理を行うよう依頼していましたので、不具合等はありません。 また、当社がお願いして足場を存置してもらっているため、リース料等費用は当社が負担します。</p> <p>⑧ 直上部の J R の工事は、当社から J R に委託しているため、その費用は当社が負担します。 J R に委託する場合の工事費用は、当社において概算額を算出した上で、J R の積算等を確認し、価格の妥当性を判断しています。</p> <p>⑨ J R も複数者の見積合わせによって業者を決定していると推測されるため、当社が発注する場合と比較して工事金額が高くなるかどうかはわかりません。</p>
---	---

<p>⑩ NEXCO が委託しているのであれば、価格設定は NEXCO が行うべきではないか。</p>	<p>⑩ 高速道路は、鉄道以外に道路等とも交差しており、道路等の管理者（国や地方自治体）との間でも受委託を行っています。 受委託に係る金額算定にあたっては、それぞれの機関等に設計基準や積算基準等があるため、どの基準を採用するかは協議において決まります。 本件の場合、工事を委託する J R から必要な金額の提示があり、当社が J R の積算等を確認し価格の妥当性を判断して契約締結しています。 また、逆に当社が工事を受託する場合は、当社基準に基づき必要な金額を算定し、相手方に請求しています。</p>
<p>(4) 調査等（指名競争入札方式）</p>	
<p>件名：名古屋支社管内 ワイヤロープ走行状況調査</p>	
<p>特になし</p>	
<p>(5) 物品（指名競争入札方式）</p>	
<p>件名：東海北陸自動車道 ロータリー除雪車購入</p>	
<p>① 指名競争入札で 5 者指名しているが、入札会場に来たのは受注者 1 者のみか。</p> <p>② 受注者以外の会社にもロータリー除雪車の納入実績がある中で、結果的に受注者 1 者しか参加していないことについて、理由を確認しているのか。</p> <p>③ 今回の仕様が特殊であったということか。</p>	<p>① 今回、辞退された全ての方から、事前に辞退書を提出頂いており、受注者のみ入札に参加しています。</p> <p>② 本件は、過去 5 年間に納入実績のある 5 者を選定しましたが、結果的に 1 者しか応札がありませんでした。開札後に辞退理由を確認したところ、今回は当社が求めた仕様に合った車両を納車できないということでした。</p> <p>③ 今回、当社が求めた仕様は特殊なものではなく、指名した 5 者が同仕様の車両を製造していることも確認しています。 辞退者が多かった背景には、当社では積雪地域が限定的であり、ロータリー除雪車を継続的に発注しないため、事業者から見た優先順位が低いことが影響していると考えられます。 本件については、ご指摘等を踏まえながら、応札者を確保すべく発注方法等を工夫していきたいと考えています。</p>